

# 学校法人会計基準について



文部科学省高等教育局私学部参事官付

令和4年9月



文部科学省

MEXT

MINISTRY OF EDUCATION,  
CULTURE, SPORTS,  
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

MINISTRY OF EDUCATION,  
CULTURE, SPORTS,  
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

# 本日の説明内容

1. 学校法人会計とは
2. 財務3表について
3. 基本金とは
4. 計算書類の分析と監査のポイント



# 1. 学校法人会計とは



# 1-1. 財産監査とは

## 「学校法人の財産の状況」の監査（私立学校法第37条3項2号）

■「財産の状況」とは、資産の状況だけを指すのではなく、負債や基本金、収支の状況等を含めた財務状況を監査する必要がある。また、監査対象は法人部門に限らず、各学校も含まれる。

■公認会計士等による監査が行われる場合も、監事自らが財産監査を実施し、その結果を報告する。

### <会計監査人との関係>

私立学校法においては、監事監査の中で会計監査人の監査結果を利用する制度が導入されていない。そのため、**監事は**会計監査人との連携によって監事監査の有効性、効率性を高めることはできるが、**財産監査を自ら実施する**ことを免れることはできない。（日本公認会計士協会 学校法人委員会 研究報告第17号 学校法人の監査人と監事の連携のあり方等について）

■監事は、計算書類の適正性だけにとどまらず、**学校法人の運営の効率性**や**合理性**、**妥当性**まで含めた観点で、財産監査・業務監査を行う。

### <公認会計士等の監査との違い>

公認会計士等は、私立学校振興助成法14条の規定に基づき、学校法人の計算書類が、文部科学大臣の定める基準（学校法人会計基準）に従い、学校法人の経営状況及び財政状態を全ての重要な点において適正に表示しているかを監査する。

### ポイント

- 監査対象である計算書類の作成ルール（学校法人会計基準）を的確に理解すること
- 計算書類から学校法人の運営状況を読み取れること

# 1-2. 公認会計士等との連携について

■監事と私立学校振興助成法に基づく会計監査を実施する公認会計士等との連携について、私学法に定めはないものの、監事は財産監査にあたり、公認会計士等とコミュニケーションを図ることが有用。

(参考) 学校法人委員会研究報告第 17 号 「学校法人の監査人と監事の連携のあり方等について」  
(平成 22 年 1 月 13 日 日本公認会計士協会)  
[2-11-17-2-20100128.pdf \(jicpa.or.jp\)](https://www.jicpa.or.jp/2-11-17-2-20100128.pdf)

## 【抜粋】

### I 4(2) 監事にとっての連携の効果

#### ① 監査人の専門的知識の利用

監事は、会計・監査に関する専門的知識を持つ監査人と連携を図ることにより、監査人の専門的知識を自らの監査に役立てることができる。

#### ② 重要な虚偽表示のリスク評価に関する情報の入手

監査人による会計監査ではリスク・アプローチに基づく監査が要請されている。

監査人は、監査の実施において、内部統制を含む、学校法人及び学校法人をとりまく環境を理解し、これらに内在する事業上のリスク等が計算書類に重要な虚偽の表示をもたらす可能性を考慮しなければならない(監査基準第三実施基準一、2)。そのため監事は、監査人と連携を図ることにより、どのようなリスクが存在するかを監査人から説明を受け、それを自らの監査に役立てることができる。

#### ③ 監査人の発見事項の入手

監事は、監査人と連携を図ることにより、監査人による会計監査における発見事項を入手し、自らの監査に役立てることができる。また、監査人の監査報告書が提出される前に決算内容に特段の問題が存在するか否かを確認することにより、監査人の監査報告書と監事の監査報告書との間に齟齬が生じるような事態を回避することができ、理事会においてより有効な意見を述べることができる。

#### ④ 監事の業務の効率化

監事は、監査人と連携を図ることにより、監査人が入手した情報を自らの監査に役立てることができるため、従来、監事が独自で実施する必要があった情報入手及びその事実確認にかかる時間を他の業務に当てることが可能となり、監事の限られた時間を効率的に使うことができる。

※上記【抜粋】の他、監査人と監事との連携の方法、時期及び情報・意見交換事項の例示等がまとめられているため参考にされたい。

# 1-3. 学校法人会計基準とは

## 学校法人会計基準の位置付け

■文部科学省令であり、私立学校振興助成法第14条1項で求められる計算書類を作成する際の「文部科学大臣の定める基準」のこと。

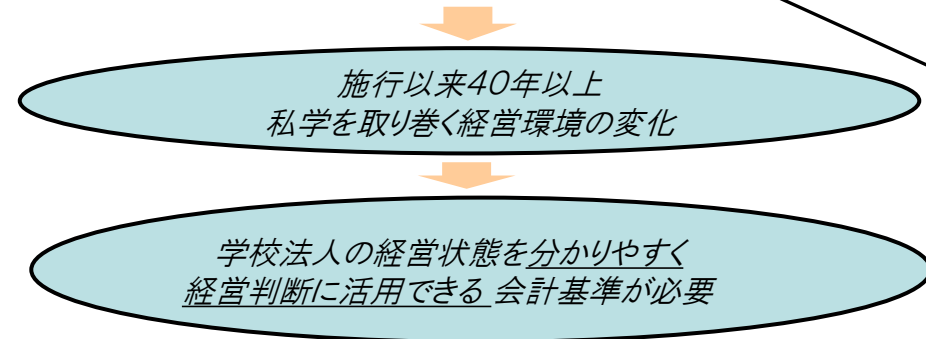
## 学校法人会計基準制定の経緯

- 昭和45年以前 私立学校の経理において統一的な基準なし。
- 昭和45年 私立大学等経常費補助金 創設
- 昭和46年 **学校法人会計基準 制定**
- 昭和51年 私立学校振興助成法 施行

私立学校の教育条件の維持及び向上・学生等の経済的負担の軽減を図り、私立学校の経営の健全性を高めるため。

補助金の適正な配分と効果のために、学校法人の会計の標準化を図るため。

「～（略）～補助金の交付を受ける学校法人は、文部科学大臣の定める基準（＝**学校法人会計基準**）に従い、会計処理を行い、貸借対照表、収支計算書その他の財務計算に関する書類を作成しなければならない。」  
（私立学校振興助成法 第14条第1項から抜粋）



- 平成20年～ 「学校法人会計基準の諸課題に関する検討会」において議論
- 平成25年 学校法人会計基準の一部を改正する省令 公布
- 平成27年 上記 新会計基準 施行（都道府県知事所轄法人は平成28年度から適用）

「学校法人会計基準の在り方について」の報告書（平成25年1月）に基づき改正

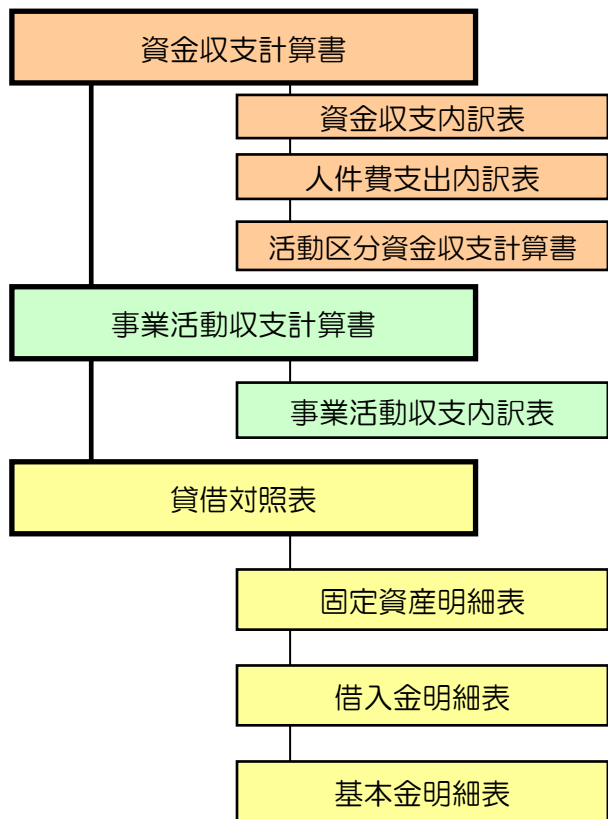
## 2. 財務3表について

# 2-1. 計算書類の体系

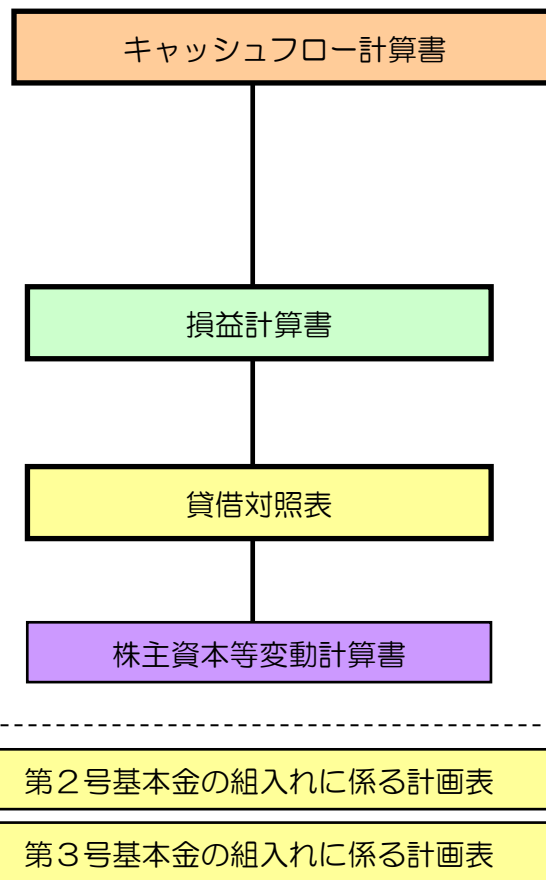
作成しなければならない計算書類（財務3表）

- ① 資金収支計算書       ：補助金の適正な配分と効果が目的
- ② 事業活動収支計算書   ：収支の均衡と永続性が目的
- ③ 貸借対照表         ：年度末における学校法人の財政状態を明らかにすることが目的

## 【学校法人会計】



## 【企業会計（財務諸表の概要）】





# 2-2. 資金収支計算書

## 資金収支計算書

平成X1年4月 1日から  
平成X2年3月31日まで

(単位 円)

収入

収入の部				
科 目	予 算	決 算	差 異	
学 生 生 徒 等 納 付 金 収 入	×××	×××	△	×××
手 数 料 収 入	×××	×××		×××
寄 付 金 収 入	×××	×××		×××
補 助 金 収 入	×××	×××		×××
資 産 売 却 収 入	×××	×××		×××
付 随 事 業 ・ 収 益 事 業 収 入	×××	×××		×××
受 取 利 息 ・ 配 当 金 収 入	×××	×××		×××
雑 収 入	×××	×××		×××
借 入 金 等 収 入	×××	×××		×××
前 受 金 収 入	×××	×××		×××
そ の 他 の 収 入	×××	×××		×××
第2号基本金引当特定資産取崩収入	×××	×××		×××
第3号基本金引当特定資産取崩収入	×××	×××		×××
(何)引当特定資産取崩収入	×××	×××		×××
前 期 末 未 収 入 金 収 入	×××	×××		×××
資 金 収 入 調 整 勘 定	△ ×××	△ ×××		×××
前 年 度 繰 越 支 払 資 金	×××	×××		
収 入 の 部 合 計	×××	×××		×××

支出

支出の部				
科 目	予 算	決 算	差 異	
人 件 費 支 出	×××	×××		×××
教 育 研 究 経 費 支 出	×××	×××		×××
管 理 経 費 支 出	×××	×××		×××
借 入 金 等 利 息 支 出	×××	×××		×××
借 入 金 等 返 済 支 出	×××	×××		×××
施 設 関 係 支 出	×××	×××		×××
設 備 関 係 支 出	×××	×××		×××
資 産 運 用 支 出	×××	×××		×××
そ の 他 の 支 出	×××	×××		×××
[ 予 備 費 ]	(×××			×××
	×××			×××
資 金 支 出 調 整 勘 定	△ ×××	△ ×××		×××
翌 年 度 繰 越 支 払 資 金	×××	×××		×××
支 出 の 部 合 計	×××	×××		×××

### 資金収支計算書の目的：

当該会計年度の諸活動に対応する**全ての収入及び支出**の内容並びに、当該会計年度における**支払資金（現金預金）**の収入及び支出のてん末を明らかにする。

予算と決算（実績）を対比する様式。

# 2-3. 資金収支計算書（活動区分資金収支計算書）

## 活動区分資金収支計算書

平成X1年4月 1日から  
平成X2年3月31日まで

(単位 円)

		科 目	金 額
教育活動による資金収支	収入	学生生徒等納付金収入	×××
		手数料収入	×××
		特別寄付金収入	×××
		一般寄付金収入	×××
		経常費等補助金収入	×××
		付随事業収入	×××
		雑収入	×××
		教育活動資金収入計	×××
	支出	人件費支出	×××
		教育研究経費支出	×××
		管理経費支出	×××
		教育活動資金支出計	×××
	差 引		
調整勘定等			×××
教育活動資金収支差額			×××
施設整備等活動による資金収支	科 目		金 額
	収入	施設設備寄付金収入	×××
		施設設備補助金収入	×××
		施設設備売却収入	×××
		第2号基本金引当特定資産取崩収入	×××
		(何)引当特定資産取崩収入	×××
		施設整備等活動資金収入計	×××
	支出	施設関係支出	×××
		設備関係支出	×××
		第2号基本金引当特定資産繰入支出	×××
		(何)引当特定資産繰入支出	×××
	施設整備等活動資金支出計	×××	
	差 引		
調整勘定等			×××
施設整備等活動資金収支差額			×××
小計（教育活動資金収支差額+施設整備等活動資金収支差額）			×××

		科 目	金 額
その他の活動による資金収支	収入	借入金等収入	×××
		有価証券売却収入	×××
		第3号基本金引当特定資産取崩収入	×××
		(何)引当特定資産取崩収入	×××
		小 計	×××
		受取利息・配当金収入	×××
	支出	収益事業収入	×××
		その他の活動資金収入計	×××
		借入金等返済支出	×××
		有価証券購入支出	×××
		収益事業元入金支出	×××
		小 計	×××
		借入金等利息支出	×××
その他の活動資金支出計	×××		
差 引			×××
調整勘定等			×××
その他の活動資金収支差額			×××
支払資金の増減額（小計+その他の活動資金収支差額）			×××
前年度繰越支払資金			×××
翌年度繰越支払資金			×××

「教育活動による資金収支」、「施設整備等活動による資金収支」、「その他の活動による資金収支」に区分し、活動区分ごとの収支の状況を明らかにする。



# 2-4. 事業活動収支計算書

**事業活動収支計算書の目的**：当該会計年度の活動に対応する事業活動収入及び事業活動支出の内容及び**基本金組入後の均衡の状態**を明らかにする。

→ 企業会計でいえば損益計算書に相当するが、学校法人は営利目的ではなく、**収支均衡を目的**とする。

## 事業活動収支計算書

平成X1年4月 1日から  
平成X2年3月31日まで

(単位 円)

予算と決算（実績）を対比する様式。

経常的な収支バランス

事業の収支バランス

事業外の収支バランス

事業活動収入の部		科目	予算	決算	差異
教育活動収入の部	学生生徒等納付金		×××	×××	×××
	手数料		×××	×××	×××
	寄付金		×××	×××	×××
	経常費等補助金		×××	×××	×××
	付随事業収入		×××	×××	×××
	雑収入		×××	×××	×××
	教育活動収入計		×××	×××	×××
事業活動支出の部		科目	予算	決算	差異
教育活動支出の部	人件費		×××	×××	×××
	教育研究経費		×××	×××	×××
	管理経費		×××	×××	×××
	徴収不能額等		×××	×××	×××
	教育活動支出計		×××	×××	×××
教育活動収支差額			×××	×××	×××
収入の部		科目	予算	決算	差異
教育活動外収入の部	受取利息・配当金		×××	×××	×××
	その他の教育活動外収入		×××	×××	×××
	教育活動外収入計		×××	×××	×××
支出の部		科目	予算	決算	差異
教育活動外支出の部	借入金等利息		×××	×××	×××
	その他の教育活動外支出		×××	×××	×××
	教育活動外支出計		×××	×××	×××
教育活動外収支差額			×××	×××	×××
経常収支差額			×××	×××	×××

毎年度の収支バランスを表示

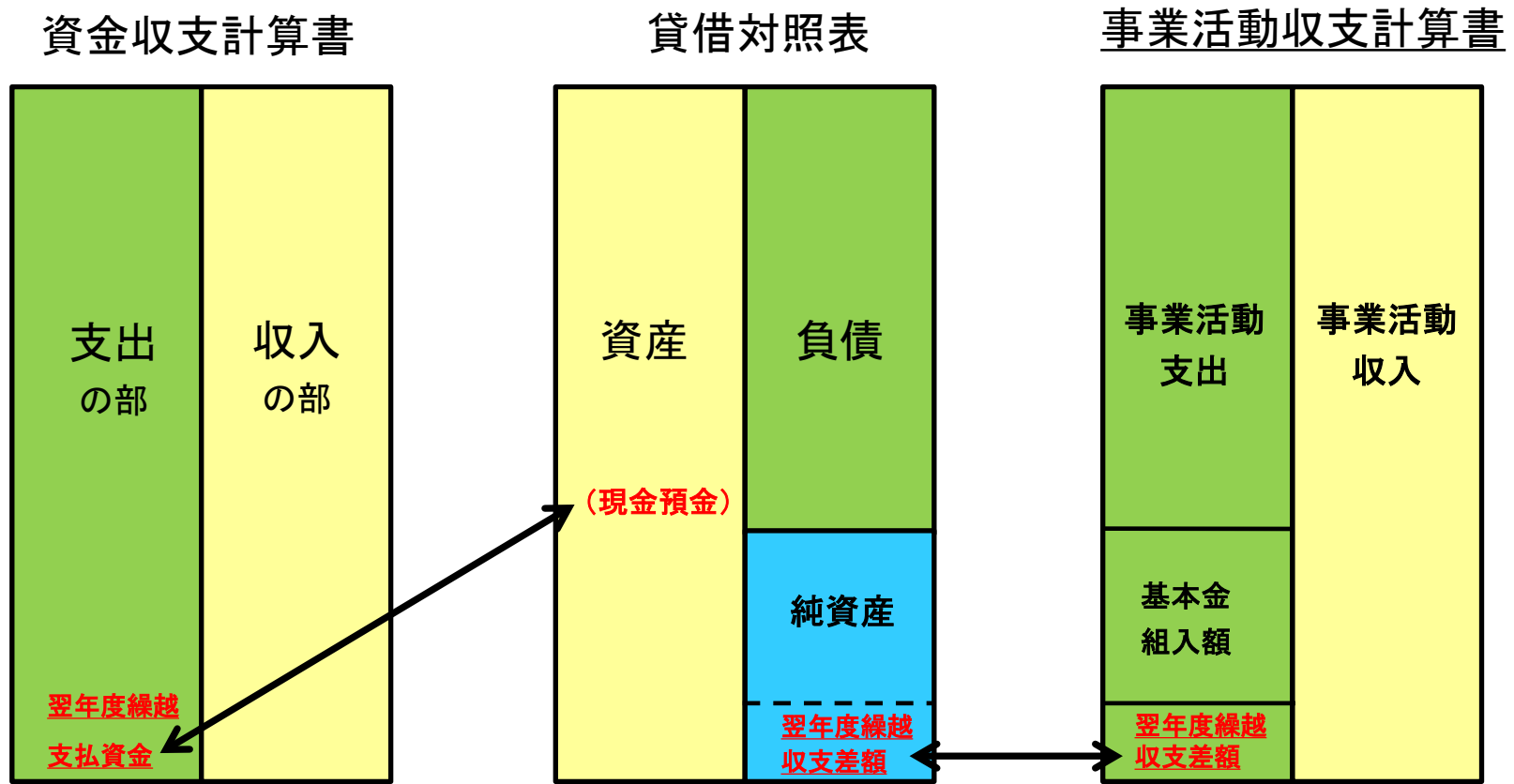
特別収入の部		科目	予算	決算	差異
特別収入の部	資産売却差額		×××	×××	×××
	その他の特別収入		×××	×××	×××
	施設設備寄付金		×××	×××	×××
	現物寄付		×××	×××	×××
	施設設備補助金		×××	×××	×××
	特別収入計		×××	×××	×××
事業活動支出の部		科目	予算	決算	差異
事業活動支出の部	資産処分差額		×××	×××	×××
	その他の特別支出		×××	×××	×××
	災害損失		×××	×××	×××
	特別支出計		×××	×××	×××
特別収支差額			×××	×××	×××
【予備費】			(×××)		×××
基本金組入前当年度収支差額			×××	×××	×××
基本金組入額合計			△×××	△×××	×××
当年度収支差額			×××	×××	×××
前年度繰越収支差額			×××	×××	×××
基本金取崩額			×××	×××	×××
翌年度繰越収支差額			×××	×××	×××
(参考)					
事業活動収入計			×××	×××	×××
事業活動支出計			×××	×××	×××

臨時的な収支バランス

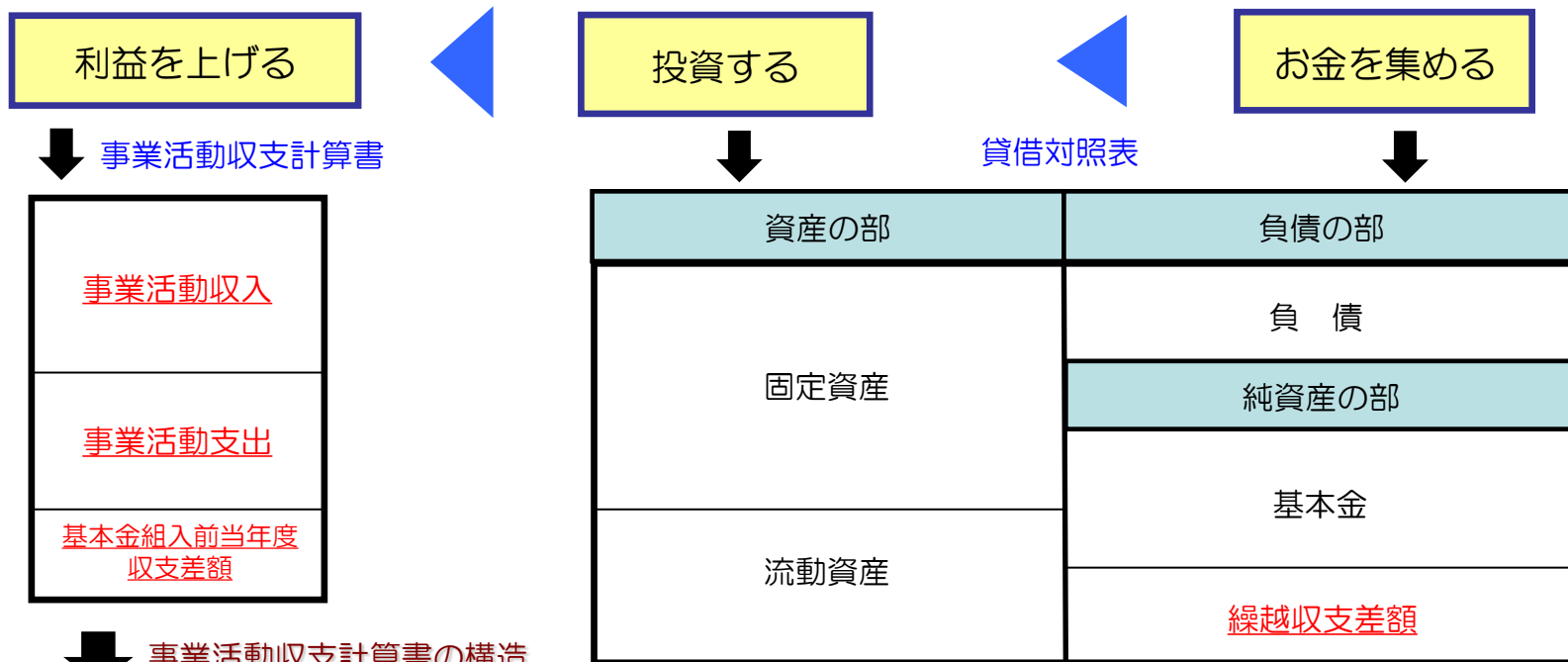
長期の収支バランスを表示



# 2-6. 計算書類間のつながり



## 2-7. 計算書類における資金の流れ



事業活動収支計算書の構造

事業活動支出 300	事業活動収入 400
基本金組入前当年度 収支差額 100	(基本金組入額) (80)
	当年度収支差額 (20)

- 事業活動収入 = 学校法人の負債としない収入  
= 純資産の増加をもたらす収入 = 収益
- 事業活動支出 = 学校法人の純資産の減少をもたらす支出 = 費用
- 基本金組入前当年度収支差額  
= 事業活動収入 - 事業活動支出  
= 収益 - 費用  
= 利益



### 3. 基本金とは



## 3-1. 基本金とは

学校法人は、学校教育を安定的に継続していくことが前提である。



学校法人は、その諸活動の計画に基づき必要な資産を継続的に保持しなければならない。そのために必要な金額を事業活動収入から留保したものが基本金である。

事業活動収支計算において、基本金は、最優先で組入れなければならない。

- 第1号基本金：教育に供される固定資産の維持取得に係る基本金
- 第2号基本金：将来取得計画のある固定資産の取得資金に係る基本金
- 第3号基本金：基金として継続的に保持・運用する基本金
- 第4号基本金：必要な運転資金維持に係る基本金





# 4. 計算書類の分析と監査のポイント



# 4-1. 収支差額の分析

区分	内容	主な収入・支出科目
①教育活動収支差額	経常的な収支のうち、本業の教育活動の収支状況を見ることができる。	学生生徒等納付金、補助金、寄付金、人件費、教育研究経費、管理経費
②教育活動外収支差額	経常的な収支のうち、財務活動による収支状況を見ることができる。	受取利息・配当金、借入金等利息
③ = ① + ② 経常収支差額	<b>経常的な収支バランス</b> を見ることができる。	—
④特別収支差額 (臨時的収支)	資産売却や処分等の <b>臨時的な収支</b> を見ることができる。	施設設備補助金、デリバティブ解約損
⑤ = ③ + ④ 基本金組入前 当年度収支差額	毎年度の収支バランスを見ることができる。 (旧会計基準では、帰属収支差額と呼ばれていた差額)	—

区分	通常A	通常B	困難A	困難B
教育活動収支差額	+	-	-	+
教育活動外収支差額	+	+	+	-
経常収支差額	+	+	-	-

通常の経営状態の法人では、経常的な本業の教育活動の収支である「教育活動収支」がプラスで「経常収支」もプラス、

または「教育活動収支」はマイナスだが、大きな運用ファンドを持っているため「教育外収支」が大幅なプラスになり、「経常収支」はプラスになる法人もある。

逆に「教育活動収支」はプラスだが、借入金利息の負担が大きく「教育活動外収支」が大幅なマイナスになり、経常収支がマイナスになる法人もある。

また、当年度の収支バランスの改善又は悪化の原因が、経常的なものではなく、その年度かぎりの臨時的な要素によるものであるかもわかる。



## 4-2. 比率による分析①

### 【事業活動収支計算書の関係比率】

R2全国平均 (大学)5.2% (短大)  $\Delta 0.5$  %

基本金組入前当年度収支差額

① 事業活動収支差額比率 . . . . .  $\frac{\text{基本金組入前当年度収支差額}}{\text{事業活動収入}}$

「経営状況はどうか」の視点から、プラスが大きいほど自己資金が充実し、財政面での将来的な余裕につながる。

R2全国平均 (大学)51.8% (短大)61.9%

人件費

② 人件費比率 . . . . .  $\frac{\text{人件費}}{\text{経常収入}}$

人件費は学校の最大の支出要素であり、この比率が適正水準を超えると収支悪化の要因となる。

※平均値は医歯系法人を除く大学法人 及び 短大法人

(出典) 令和3年度版今日の私学財政 大学・短期大学編 (日本私立学校振興・共済事業団)

## 4-3. 比率による分析②

### 【事業活動収支計算書の関係比率】

R2全国平均（大学）74.4 %（短大）57.9 %

学生生徒等納付金

$$\text{③ 学生生徒等納付金比率} \dots\dots\dots \frac{\text{学生生徒等納付金}}{\text{経常収入}}$$

事業活動収入のなかで最大の割合を占めている重要な自己財源であることから、この比率が安定的に推移することが望ましい。

R2全国平均（大学）4.6 %（短大） $\Delta$ 1.7 %

経常収支差額

$$\text{④ 経常収支差額比率} \dots\dots\dots \frac{\text{経常収支差額}}{\text{経常収入}}$$

経常的な収支バランスを示す。この比率がプラスが大きいほど経常的な収支は安定していることを示す。

※平均値は医歯系法人を除く大学法人 及び 短大法人

（出典）令和3年度版今日の私学財政 大学・短期大学編（日本私立学校振興・共済事業団）

## 4-4. 比率による分析③

### 【貸借対照表の関係比率】

R2全国平均（大学）2.0年（短大）1.8年

⑤ 運用資産余裕比率 . . . .

運用資産（※1）－ 外部負債（※2）

経常支出

比率が高いほど運用資産の蓄積が良好であり、1.0を超えている場合は、1年間の学校法人の経常的な支出を賄えるだけの資金を保有していることを示す。

（※1）運用資産 ＝ 特定資産 ＋ 有価証券（固定資産） ＋ 有価証券（流動資産） ＋ 現金預金

（※2）外部負債 ＝ 借入金 ＋ 学校債 ＋ 未払金 ＋ 手形債務

※平均値は医歯系法人を除く大学法人 及び 短大法人

（出典）令和3年度版今日の私学財政 大学・短期大学編（日本私立学校振興・共済事業団）



## 4-5. 財産監査のポイント①

### 1. 計算書類が正しく作成されているかの観点

- ✓ 計算書類に必要事項が漏れなく記載され、計算書類間の整合性がとれているか

【参考】学校法人委員会研究報告第8号 計算書類の様式等のチェックリスト及び科目別のチェックリスト

[https://iicpa.or.jp/specialized\\_field/publication/files/2-12-8-2a-20160125.pdf#search=%27%E5%AD%A6%E6%A0%A1%E6%B3%95%E4%BA%BA%E4%BC%9A%E8%A8%88+%E3%83%81%E3%82%A7%E3%83%83%E3%82%AF%E3%83%AA%E3%82%B9%E3%83%88%27](https://iicpa.or.jp/specialized_field/publication/files/2-12-8-2a-20160125.pdf#search=%27%E5%AD%A6%E6%A0%A1%E6%B3%95%E4%BA%BA%E4%BC%9A%E8%A8%88+%E3%83%81%E3%82%A7%E3%83%83%E3%82%AF%E3%83%AA%E3%82%B9%E3%83%88%27)

- ✓ 期中に把握した法人のトピックスが財務数値にどのように反映されているか
- ✓ 計算書類以外の公開情報（事業報告書、統計データなど）と明らかな不整合がないか
- ✓ 計算書類の作成につながる各業務プロセス（財務報告プロセスを含む）の内部統制はどのように整備・運用されているか

### 2. 学校法人の財務状況・経営状況等を検討する観点

- ✓ 法人にどのような財務上の特色や課題があるか
  - ← 財務数値や分析指標に関する経年比較、部門別分析、他法人比較が有用
- ✓ 予算と決算で乖離がある項目について、理由は合理的か
- ✓ 大きな額の支出について、適切な意思決定が行われているか
- ✓ 注記や明細表から、保有する金融商品の内容や子会社への投資の状況、基本金組入れの詳細、固定資産や借入金の動き等を確認し、不合理な点がないか
- ✓ 旅費や交通費、会合費、仮払金、預り金など、支出の用途や計上目的は妥当か
- ✓ ステークホルダーへの説明責任を果たす情報公開が行われているか
- ✓ 「経営判断指標（フローチャート）」の活用

[経営判断指標 | 私学振興事業\(助成業務\) | 私学事業団 \(shigaku.go.jp\)](#)



## 4-6. 財産監査のポイント②

### 3. 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた観点

✓新型コロナウイルス感染症の感染防止対策や遠隔授業の環境整備、学生支援等により決算数値が例年の傾向と異なることがある。事業計画の変更が最終予算に反映されているか、最終予算と決算に金額の乖離がある場合にはどのような事情か、次年度予算へ影響する事項はあるか、等の確認が必要。

✓予定した事業を実施できないなど、経営に深刻な影響が出ている場合は、今後の事業計画が財務数値を含む具体的根拠に基づくものとなっているか、特に注意が必要。

✓新型コロナウイルス感染症に係る様々な補助金等が学校法人へ交付されている。補助金等の実態に応じた適切な会計処理が行われているか、交付要綱に沿った使用がされているか、注意が必要。

✓令和3年3月23日付けの文部科学省高等教育局私学部私学行政課長通知「学生の休学中の在籍料等に関する留意事項について（通知）」において、以下の留意事項を示している。休学中の在籍料等について、これまで慣習的に徴収している場合は、その必要性等について改めて検討の上、適切な対応を行うよう求めている。

1、学生の休学中の在籍料等に関する情報については、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第172条の2の規定を遵守し、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法により公表すること。

2、休学中の学生から在籍料等を徴収する場合には、その徴収が必要な理由や、費用の内訳など、費用徴収における必要性や合理性等について学生に説明し、理解を得るよう努めること。

3、休学中の学生は授業を受講しないことから、当該学生から授業料の名目で費用を徴収することは適当ではないこと。



## 4-7. 財産監査のポイント③

### 4. 高等教育の修学支援新制度を踏まえた観点

✓文部科学大臣所轄の学校法人に対しては、令和元年11月25日付けの文部科学省高等教育局事務連絡「高等教育の修学支援新制度説明会におけるお問合せと回答について（追加連絡）」において、新制度に係る授業料等の減免及び交付金の会計処理を以下の通り示している。

- ・国から私立大学等を設置する学校法人に対する「授業料等減免に要する費用に充てるための資金の交付」は、「（大科目）補助金（収入）」、「（小科目）国庫補助金（収入）」に計上し、減免額を「（大科目）教育研究経費（支出）」、「（小科目）奨学費（支出）」に計上していただくものと考えます。

上記の会計処理を行うと、制度適用前と比較し、補助金（収入）と奨学費（支出）の計上額が膨らむため、分析にあたっては注意が必要。

✓制度の対象となる大学等の要件（機関要件）には、計算書類の数値を用いる要件が含まれることからこれらの数値が不正に操作されていないか、注意が必要。

（参考）次の3点いずれにも該当する場合は、対象機関としない。

- ・直前3年度全ての収支計算書の「経常収支差額」がマイナス（法人の決算）
- ・直前年度の貸借対照表の「運用資産－外部負債」がマイナス（法人の決算）
- ・直近3年度全ての在籍学生数が収容定員の8割未満（大学等の状況）





## 4-8. 財産監査のポイント④

### 5. その他の観点

✓学校法人の資産運用に関しては、平成21年1月6日付文部科学省高等教育局私学部参事官通知「学校法人における資産運用について（通知）」において注意喚起を行っている。資産運用に係る意思決定と執行管理が適正に行われているか、また、資産運用の結果が計算書類に適正に表示されているか、確認が必要。近年はUSR（University Social Responsibility）の取組みの一環としてESG投資にも注目が集まっている。

※監事には、理事の法令又は寄附行為違反により学校法人に著しい損害が生じるおそれのある場合には差止請求権が付与されています。理事等が必要な検討体制を構築せずリスク資産を運用し、多額の損失が発生した場合において、監事はその監視義務を怠った場合には、損害賠償責任が生じる可能性があります。

✓収益事業会計に係る会計処理及び計算書類の作成は、一般に公正妥当と認められる企業会計の原則に従って行わなければならない（学校法人会計基準第3条）。新型コロナウイルス感染症の影響により、収益事業の収支が悪化していることも想定される。収益事業の継続が当該学校法人の設置する私立学校の教育に支障がある場合には、収益事業の停止事由にあたる場合がある（私立学校法第61条第1項第3号）ことに注意が必要。

✓平成27年3月31日付文部科学省高等教育局私学部参事官通知「学校法人における寄付金等及び教材料等の取扱いの適正確保について（通知）」において、学校法人が保護者等関係者から教育研究に直接必要な経費に充てるために受け入れた寄付金等は、すべて学校法人が直接処理し、学校法人会計の外で経理することなどが無いよう求めているため、注意が必要。例えば、学校法人の外郭団体が保護者等から会費等を徴収し、学校法人へ継続的に寄附を行っている場合、寄附の目的や会費等の徴収の必要性等が保護者等に適切に説明され、理解が得られているか、など確認が必要。



## 4-9. 財産監査のポイント⑤

✓関連当事者取引は恣意的になりやすく特に透明性が求められるため、会計基準は計算書類に注記することを定めている。また、出資割合が2分の1以上の会社がある場合には、当該会社の①名称及び事業内容②資本金又は出資金の額③学校法人の出資金額等及び当該会社の総株式等に占める割合並びに当該株式等の入手日④当期中に学校法人が当該会社から受け入れた配当及び寄附の金額並びにその他の取引の額⑤当該会社の債務に係る保証債務を計算書類に注記する必要がある。これらが適切に計算書類に表示されているか、注意が必要。

子会社に移管されている取引はチェックや牽制が効きづらく、問題の発見が遅れることもあるため、学校法人と子会社との取引や、子会社が行う学校法人と密接な関係がある取引については、特別の利益供与に当たる不正な取引が行われていないか等、学校法人及び子会社における意思決定プロセスの確認等を含め、注意が必要。

また、近年はファンドへの出資等、新規事業に関する文科省への相談も増えている。判断に迷う場合は文科省の担当課に相談されたい。

✓施設等の修繕や更新、並びにそのための財源の確保を計画的に行っているか、確認が必要。減価償却累計額の合計額を上限とする減価償却引当資産の計上や、施設拡充のための特定資産の計上は、義務付けられているものではないが、積立率が低い場合は学校法人の資金の状況や施設等のメンテナンスの状況に注意が必要。

(参考) 減価償却累計額に対する「減価償却引当特定資産＋施設設備引当特定資産」の積立率

R2全国平均 (大学) 26.2% (短大) 24.6%

※平均値は医歯系法人を除く大学法人及び短大法人

(出典) 令和3年度版今日の私学財政 大学・短期大学編 (日本私立学校振興・共済事業団)



## 4-10. 財産監査のポイント⑥

### 6. 上記の他、財産監査に関連する直近の主な通知等（文部科学大臣所轄学校法人に対する通知等）

- 「平成27年度以後の監査事項の指定について」の一部改正について（通知）（令和3年12月27日）  
[平成27年度以後の監査事項の指定について\(令和3年12月27日最終改正\):文部科学省 \(mext.go.jp\)](#)
- 新入生又はその保護者が学校法人に対して任意に支出する寄附金の取扱いに関するQ&Aについて（通知）（令和3年6月25日）
- 文部科学大臣所轄学校法人が付随事業及び収益事業を実施する際の扱い等について（通知）（令和3年10月1日）  
[文部科学大臣所轄学校法人が付随事業及び収益事業を実施する際の扱い等について\(通知\)\(令和3年10月1日\) \(mext.go.jp\)](#)
- 収益事業会計に収益認識会計基準等を適用する場合の消費税等の会計処理について（通知）（令和4年3月22日）
- 高等教育の修学支援新制度の授業料減免に係る会計処理について（連絡）（令和3年4月19日）
- 日本公認会計士協会学校法人委員会実務指針第36号「私立学校振興助成法に基づく監査上の取扱い及び監査報告書の文例」の改正について（事務連絡）（令和3年9月29日）

